

四国中央市教育委員会傍聴人規則

平成16年4月1日

教育委員会規則第4号

改正 平成27年3月30日教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、四国中央市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議の傍聴人に関し必要な事項を定め、会議の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

(傍聴の許可)

第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業その他教育長の必要と認める事項を明記し、教育長の許可を受けなければならない。

(平27教委規則2・一部改正)

(傍聴の禁止)

第3条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 精神に障害があると認められる者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長において傍聴を不相当と認める者

(平27教委規則2・一部改正)

(傍聴の制限)

第4条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 異様な服装をしないこと。
- (2) 帽子、外とう、首巻等を着用しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (5) 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(平27教委規則2・一部改正)

(退場命令)

第6条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反し、議場の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議を傍聴することができない。

(平27教委規則2・一部改正)

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(四国中央市教育委員会傍聴人規則の一部改正に伴う経過措置)

5 この規則の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間においては、第5条の規定による改正後の四国中央市教育委員会傍聴人規則第2条、第3条第4号、第5条第2項及び第6条第1項の規定は適用せず、第5条の規定による改正前の四国中央市教育委員会傍聴人規則第2条、第3条第4号、第5条第2項及び第6条第1項の規定は、なおその効力を有する。